

- 町田市ゼロカーボンシティ宣言
- 町田市非核平和都市宣言
- 青少年健全育成都市宣言
- 交通安全都市宣言
- 男女平等参画都市宣言



町田市  
ホームページ

発行▶町田市 編集▶政策経営部広報課  
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22  
市役所の代表電話▶042・722・3111  
市役所の窓口受付時間▶午前8時30分～午後5時  
ホームページ▶<http://www.city.machida.tokyo.jp/>  
(記載がない場合の市外局番は(042)です)

今号の紙面から

● 3面 特例臨時接種期間は3月31日までです

● 4面 鶴川駅北口交通広場が変わります!

考えてみよう!

# 子どもの権利

ルール

## 「まちだコドマチ条例」が制定されました

市では、子どもにとって最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指しています。この度、未来を担う子どもたちの視点に立った、「子どもの権利」に関する条例、「町田市子どもにやさしいまち条例(まちだコドマチ条例)」を2023年12月に制定し、2024年5月5日からスタートします。「まちだコドマチ条例」は、子どもたち(MSP: 町田創造プロジェクト)が考えた愛称です。

☎子ども総務課 ☎724・2876

## 町田市が目指す「子どもにやさしいまち」

「まちだコドマチ条例」では、4つの「子どもの権利」(生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利)を子どもにも大人にも分かるように示しています。大人(子ども以外のすべての人)は、**大人の責務**として、子どもの声をよく聴いて、子どものために何が自分にできるかを考えて行動する必要があります。

### 保護者の責務

親、里親など子どもを育てる人



子どもに最も身近で、影響力のある大人として、子どもの最善の利益を考えて行動する責任があります。

### 子ども



### 施設関係者の責務

保育所、幼稚園、学校、子どもセンター、子どもクラブ、学童保育クラブの職員など



子どもが安心して過ごせる居場所をつくり、さまざまな体験をして成長していけるよう支援します。

### 事業者の責務

企業、そこで働く人など



子育て中の従事者が子育てしやすい職場環境の整備を行います。また、働く子どもの「子どもの権利」を守ります。

### 市の責務

町田市役所



保護者・施設関係者・地域住民・事業者と連携し、子どものための施策や事業を行います。また、「子どもの権利」が守られていない子どもを守るセーフティネットの役割があります。

### 地域住民の責務

近隣住民、子どもの生活圏にいる大人



子どもが地域で安心して暮らし、成長できるように、子どもの居場所づくりや多様な人と触れ合う機会づくりに努めます。



今も未来も大切に  
町田市のSDGs



2面で「まちだコドマチ条例」について詳しくご紹介